

◎新潟県告示第873号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 阿賀野川下流特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市東区下山地内の県道新潟村松三川線松浜橋西詰を起点とし、同県道を東に進み、阿賀野川堤防道路との交点に至る。ここから同道路を南に進み、市道新崎松浜線に至る。ここから同市道を南に進み、市道北8-2号線に至る。ここから市道北8-2号線を南に進み、日本海東北自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を西に進み、県道新潟村松三川線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道下山一日市線に至る。ここから同市道を北に進み、起点と結ぶ内部一円の区域及び新潟市江南区江口地内の阿賀のかけはし以南の阿賀野川河川公園の区域とする。

(3) 面積

422ヘクタール

(4) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 農業総合研究所畜産研究センター特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

三条市棚鱗地内の市道花刈畜産試験場線と笹岡用水路との交点を起点とし、ここから同用水路左岸に沿って遡り、棚鱗針山集落の山道と畜産研究センター敷地との境界に至る。ここから同山道を南に進み、更に畜産研究センター敷地境界に沿って西に進み、市道桑切檜山線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、笹岡用水路との交点に至る。ここから同用水路左岸を遡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

61ヘクタール

(4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 塩沢特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市中地内の中之島橋西端を起点とし、ここから一般県道沢口塩沢線を約100メートル北西に進み、市道中学校南線との交点に至る。ここから同市道を魚野川沿いに北東（下流）に向かって進み、南魚沼市立塩沢中学校手前で南魚沼市十日町地内の前島橋西端から延びる魚野川左岸堤防（河川管理道路）との交点に至る。ここから魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北東（下流）に向かって進み、前島橋西端に至る。ここから一般県道塩沢停車場八竜新田線を南東に進み、市道小木六古川線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、串川橋を渡り一般県道沢口塩沢線との交点に至る。ここから同一般県道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

81ヘクタール

(4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 茶屋ヶ原・吉浦特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市吉浦地内の国道8号と吉浦川との交点を起点とし、吉浦川に沿って南西に進み、北陸自動車道との交点に至る。ここから同自動車道の南側に沿って西に進み、同自動車道の南側側道の東端に至る。ここから北東に約80メートル進み、同自動車道北側の農道との交点に至る。この農道を北北東へ約230メートル進み農道との交点に至る。この交点を東南東へ進み、さらに約30メートル先の農道との交点を北北東に約100メートル進み、市道吉浦茶屋ヶ原線との交点に至る。この交点を同市道上に東さらに北北東に約120メートル進み耕作地と森林の境界に至る。ここから西北西へ耕作地と森林の境界に沿って約260メートル進み、農道を横断しさらに北西へ耕作地と森林の境界に沿って約100メートル進み、市道吉浦茶屋ヶ原線と平行に伸びる農道との交点に至る。この交点から農道を西北西へ約230メートル進み、農道との交点を北北東に進み、さらに農道に沿って直進し沢に至る。ここから沢沿いを北北西に進み、国道8号と交わる点に至り、同国道を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

47ヘクタール

(4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 浅河原特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

主要地方道小千谷・十日町・津南線とJR千手発電所浅河原調整池の信濃川寄りの堰堤の法尻との交点を起点とし、ここから法尻に沿って南に進み、対岸法尻で調整池沿いの道路に至る。同道を西に進み、北鑑坂第三の十日町市就業改善センター前で主要地方道小千谷・十日町・津南線と交わる。同県道を北西に進み、小泉第二地内で東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

20ヘクタール

(4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器